

令和7年度福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業補助金に関するQ & A

- 本補助金は、公益社団法人こども環境学会の助言及び提案を受けて、環境改善に取り組む場合にその費用の一部を補助するものです。
 応募に当たっては、公益社団法人こども環境学会からの助言及び提案を受ける点も踏まえた応募書類の作成をお願いいたします。

1 補助対象となる事業について			
Q1	遊具の修繕は対象となるか。	A1	既存遊具の修繕は対象とはなりません。
Q2	遊具の塗装は対象となるか。	A2	既存遊具の塗装は対象とはなりません。
Q3	既存遊具の撤去費用は対象となるか。	A3	既存遊具の撤去費用は対象とはなりません。
Q4	遊具以外（フェンスや門扉、外構等）の修繕は対象となるか。	A4	「令和7年度福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業実施要領」別表のとおり、事業とは直接関係のない経常的な経費は対象とはなりません。
Q5	厨房機器（スチームコンベクション等）は対象となるか。	A5	「令和7年度福島県魅力あふれる保育環境づくり支援事業実施要領」別表のとおり、事業とは直接関係のない経常的な経費は対象とはなりません。
Q6	遊具の買い替えは対象となるか。	A6	公益社団法人こども環境学会による助言及び提案を受けて、「遊び」の発展に寄与する環境改善であれば、対象となります。
Q7	砂場の砂の入れ替えは対象となるか。	A7	公益社団法人こども環境学会による助言及び提案を受けて、「遊び」の発展に寄与する環境改善であれば、対象となります。
2 応募手続きについて			
Q8	応募すれば必ず採択されるのか。	A8	審査委員会での審査を経て、予算の範囲内で、全体の6割以上の評価点を得た事業の中から、点数の高い順に選定することとなります。
Q9	同一法人で複数応募することは可能か。	A9	応募は可能ですが、施設ごとに事業計画書を提出してください。 審査については、審査委員会での審査を経て、予算の範囲内で、全体の6割以上の評価点を得た事業の中から、点数の高い順に選定することとなります。

Q10	(1) 魅力あふれる保育環境づくり支援事業と(2) 地域で育む保育環境創造事業の両方に応募することは可能か。	A10	応募できません。 より多くの施設で環境改善に取り組むことができるよう、施設ごとに(1) (2) いずれかの応募とさせていただきます。 なお、(2) 地域で育む保育環境創造事業の実施にあたっては、「<u>地域住民、地域の未就園児及び保護者が集う機会を創出すること</u>」、「<u>園庭開放や園庭での活動を通して異年齢交流の機会を創出すること</u>」、「<u>公開保育や事例発表会を通して県内へ情報発信すること</u>」が補助の条件となります。<u>令和7年度中に行う公開保育や事例発表会に対応いただきます</u>ので、事業の内容を十分に踏まえた上で、応募してください。
Q11	他の助成金等を併用して補助を受けることは可能か。	A11	補助対象経費が重複しない場合は、他の助成金等を併用することも可能です。 なお、併用自体を認めていない助成金等もありますので、事前に当該助成金等の要綱等をご確認ください。
Q12	募集要項(別紙1) 事業計画書の書き方を教えて欲しい。	A12	本事業は、公益社団法人こども環境学会の助言及び提案を受けて子どもの「遊び」の環境改善に取り組む事業です。「ふくしますくすくスケール(令和6年3月)」を活用し、子どもの「遊び」の発展という観点から事業計画書を作成してください。
Q13	既製の遊具の導入でも採択されるのか。	A13	本事業は、公益社団法人こども環境学会の助言及び提案を受けて子どもの「遊び」の環境改善に取り組む事業です。単なる遊具の導入だけではなく、遊具を導入したことによる「遊び」の幅の広がりという観点から事業計画書を作成してください。
3 採択後の手続きについて			
Q14	採択となった後のスケジュールは。	A14	公益社団法人こども環境学会による助言及び提案を受けていただき、環境改善の内容が確定した後に補助金の交付申請を行っていただきます。
4 その他			
Q15	補助対象事業の要件として、「補助事業終了後も継続的に子どもが「遊び」を展開する事業であること」が定められているが、具体的に何年以上継続すれば良いのか。	A15	幼児教育・保育環境の改善を図り、質の高い保育を提供することを本事業の趣旨としておりますので、採択に当たり具体的な年数は定めませんが、可能な限り長期間継続していただくことを想定しております。